

霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等の廃止について

霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等を廃止する。

令和 3 年 2 月 1 5 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 霧島市国分老人集会所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第155号）
- (2) 霧島市国分府中地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第192号）
- (3) 霧島市国分地区集会所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第195号）
- (4) 霧島市国分福島地区コミュニティ供用施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第196号）
- (5) 霧島市国分多目的集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第204号）
- (6) 霧島市国分営農研修施設設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第213号）
- (7) 霧島市国分広報研修施設設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第214号）
- (8) 霧島市国分ふれあいの郷の設置及び管理に関する条例（平成18年霧島市条例第27号）
- (9) 霧島市生活改善センターの設置及び管理に関する条例（平成18年霧島市条例第67号）

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

国分地区における行政財産のうち実質的に地域における集会施設として利用されているものを普通財産に転換させることにより、その管理運営に係る取扱いを実態に即したものにするとともに、所管窓口の一元化による地域活動の支援及び事務の効率化を図るため、関係条例を廃止しようとするものである。